

第89回定時株主総会

招集ご通知

開催
日時

2021年5月24日（月曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催
場所

神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館1階ホール

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

議決権行使期限

2021年5月21日（金曜日）午後6時まで

株式会社さいか屋

証券コード：8254

証券コード 8254
2021年5月7日

株 主 各 位

川 崎 市 川 崎 区 日 進 町 1 番 地

株式会社さいか屋

取締役社長兼 岡 本 洋 三
社長執行役員

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、当日はできるだけご出席を自粛いただき、書面による議決権の行使をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月21日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月24日（月曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館 1階ホール

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1 第89期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第89期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえて、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染拡大防止対策をお願い申し上げます。**

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

事 業 報 告 (2020年 3 月 1 日から 2021年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。一方、個人消費については、旅行やレジャー、外食、ファッションなどの外出型消費の需要が大幅に減少しております。新型コロナウイルスのワクチン接種効果により経済の改善が期待されていますが、生活の先行きの不透明感により、更に消費マインドを悪くしています。感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、新型コロナウイルス感染症の再拡大による内外経済に与える下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。

当社の属する百貨店業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、全国的な大規模社会制限（二度の緊急事態宣言発出、外出自粛要請、営業自粛要請など）の強化等により、消費マインドが低下した状況が続いており、厳しい状況となっております。

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、消毒薬や空間除菌器の設置をおこなう等、感染症拡大防止に努め、お客様、従業員の安心、安全の確保に配慮してまいりました。このような厳しい環境下においても、企業ビジョン「いつ行っても欲しいものがあり、いつ行っても気持ちよく買い物ができ、また行ってみたいと思っただけの百貨店」の実現に向け、店頭販売力の強化、食品強化によるデイリーユース商材の拡大、ＥＣ部門の活性化、外商関係施策の強化等の営業施策を継続的に推進し取り組んでまいりました。

営業面におきましては、コロナ禍により上期は前年売上高に対して大きくマイナスしたものの、横須賀店では、2020年9月16日から2021年2月21日まで約5か月間にわたって「横須賀店閉店大感謝セール」をおこなったことで、下期は前年売上高を上回る結果となりました。また、藤沢店では全国から仕入れた最高品質の旬の果物を用意した神奈川県平塚市で人気の「湘南八百屋コウタのフルーツパーラー」が9月にオープンし好評をいただいております。その他、ＥＣ部門では、外出自粛、巣ごもり消費の増加により、ＥＣサイトの利用顧客が増加することを想定し、「さいか屋Webショッピング」等のＥＣサイトでの取扱商品数を増加させたこともあり、ＥＣサイトの売上高は前年に対し大きな伸びとなり順調に推移しました。さらに、2020年4月より高感度のファッションアイテムを手軽にお買い物いただけるサービスと

して「株式会社ストライプデパートメント」社と業務提携したファッションサイト「SAIKAYA by STRIPE DEPARTMENT」をスタートし、好評を得ています。

しかしながら、当社全体では、新型コロナウイルス感染症拡大による二度の緊急事態宣言の発出（2020年4月8日から5月26日の期間は、食料品フロアを除き臨時休業）や、外出自粛、時短営業の継続等の影響もあり全店舗で計画した売上高を下回る結果となりました。

一方、費用面におきましてはローコストオペレーションを推進させ各種経費の削減と合理化に努めるとともに、効果的な経費運用に取り組みました。さらに、希望退職の実施に伴う人件費の減少も加わり、販売費および一般管理費の合計は、前年同期比92.7%となりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績に関しましては、売上高は15,002百万円（前連結会計年度比81.4%）、営業損失は639百万円（前連結会計年度は営業損失18百万円）、経常損失は732百万円（前連結会計年度は経常損失130百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は837百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失130百万円）となりました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

なお、当社の店別売上高及び商品別売上高は次のとおりであります。

店別売上高

店 別	金 額	構 成 比	前 期 比
藤 沢 店	7,977 百万円	54.9 %	77.2 %
横 須 賀 店	5,805	39.9	88.2
川 崎 店	757	5.2	82.0
計	14,540	100.0	81.5

注記 上記のほかに、テナント等の諸収入 4 億 4 千 8 百万円があり、売上高及び諸収入の合計額は149億 8 千 8 百万円（前期比81.4%）であります。

商品別売上高

商 品 別	金 額	構 成 比	前 期 比
衣 料 品	3,172 百万円	21.8 %	69.6 %
身 回 品	1,357	9.4	79.2
雑 貨	2,126	14.6	75.4
家 庭 用 品	424	2.9	96.7
食 料 品	6,736	46.3	91.5
食 堂 ・ 喫 茶	256	1.8	59.0
そ の 他	466	3.2	89.5
計	14,540	100.0	81.5

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は 7 千 5 百万円で、その主なものは建物の維持管理及び百貨店業の改装工事等の投資であります。これらの資金は、自己資金によりまかなっております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 86 期 (2017年度)	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (当連結会計年度) (2020年度)
売 上 高 (百万円)	19,855	19,384	18,431	15,002
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	△124	△157	△130	△732
親会社株主に帰属する当期純利益 (△ 純 損 失) (百万円)	△125	△145	△130	△837
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	△40.14	△46.48	△41.97	△268.52
総 資 産 (百万円)	11,958	11,505	11,457	11,213
純 資 産 (百万円)	1,548	1,393	1,236	405
1株当たり純資産額 (円)	258.74	208.87	158.74	△107.67

注記 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 86 期 (2017年度)	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (当 期) (2020年度)
売 上 高 (百万円)	19,306	18,832	17,850	14,540
テ ナ ン ト 及 び 手 数 料 収 入 (百万円)	528	540	572	448
当期純利益(△純損失) (百万円)	△137	△144	△110	△820
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	△43.99	△46.43	△35.44	△263.02
総 資 産 (百万円)	11,450	11,022	11,017	10,844
純 資 産 (百万円)	1,395	1,239	1,103	289

注記 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百 万 円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
アルファートレンド株式会社	20	100	時計・宝石・貴金属製品卸売業
株式会社さいか屋友の会	20	100	前払式特定取引業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するワクチンの普及により経済の回復が待たれますが、内外経済に与える影響は、引き続き予測を許さない状況です。

このような状況の中、当社グループは、企業ビジョン「いつ行っても欲しいものがあり、いつ行っても気持ちよく買物ができ、また行ってみたいと思っただけの百貨店」の実現に向け、ニューノーマル生活によるスタイルの変化に対応すべくコロナ禍における新しいビジネス価値の創出を進めてまいります。営業面におきましては、マルチペイメントの導入等のD Xへの取り組みをはじめ、購買力強化による利益率の改善、基幹店である藤沢店への経営資源の集中と強化、E C部門の拡大をおこなってまいります。また、3月6日にリスタートした「SAIKAYA YOKOSUKA SHOPPING PLAZA」におきましてはローコストオペレーションでの営業体制を確立するとともにフロア構成を見直し、強みである商材を強化することで、お客様に日々ご利用いただける来店頻度の高い店舗を目指してまいります。さらに、外商部門におきましては、外商顧客様への、よりきめ細かいご案内・商品提案を推進するとともに、新規外商顧客様へのアプローチをおこない新たな外商顧客様の創出を強化する等、外商顧客様の裾野拡大を継続的に推進し、その効果を拡大してまいります。

財務基盤の強化におきましては、引き続き効果的な経費運用を推進し、業務運用の効率化に伴う費用の見直し、要員の適正配置の推進による人件費の効率的運用等に取り組んでまいります。

また、積極的なI R活動の実施とS D G s・E S G・C S Rへの取り組みをすすめ、社会対応力の強化をはかってまいります。

このほか、健全な経営体制を整え、広くステークホルダーの期待に応えるとともに、地域社会に貢献できる企業を目指してまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事項等

当社グループは、当連結会計年度におきまして、営業損失639百万円を計上し現在5期連続して営業損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

これらを解消し業績回復を実現するため、3月6日にリスタートした「SAIKAYA YOKOSUKA SHOPPING PLAZA」のローコストオペレーションでの運営強化を進めるとともに、2020年度実施の希望退職に伴う人件費の減少や外注費の抑制等の経費削減に継続的な取り組みを行うことで、年度を通じ営業キャッシュフローの改善に努めてまいります。また、主要取引銀行の支援体制も十分確保できており資金繰りの懸念はないこと等から、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(6) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

事業内容	主 要 業 務
百貨店業	衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売
時計・宝石・貴金属製品の卸売業	時計・宝石・貴金属製品の納入

(7) 主要な営業所（2021年2月28日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川 崎 店	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
横 須 賀 店	神奈川県横須賀市大滝町一丁目13番地
藤 沢 店	神奈川県藤沢市藤沢555番地
町 田 ジ ョ ル ナ 店	東京都町田市原町田六丁目6番14号

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
アルファトレンド株式会社	神奈川県横須賀市大滝町一丁目9番地
株式会社さいか屋友の会	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

(8) 使用人の状況（2021年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
193 名	△18 名

注記 1.使用人数には、グループ外への出向者（1名）は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー279名がおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184 名	△18 名	46.1 歳	19.6 年

注記 1.使用人数には出向者（3名）は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー267名がおります。

(9) 主要な借入先の状況（2021年2月28日現在）

当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	4,920 百万円
株式会社三井住友銀行	828
三井住友信託銀行株式会社	555

注記 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年2月28日現在）

① 発行可能株式総数

普通株式	6,000,000株
A種優先株式	1,500,000株

② 発行済株式の総数

普通株式	3,135,314株
A種優先株式	1,483,036株

③ 株主数

普通株式	2,742名
A種優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

イ. 普通株式

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
浅 山 忠 彦	648 千株	20.79 %
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社	463	14.86
さ い か 屋 取 引 先 持 株 会	269	8.62
株 式 会 社 S B I 証 券	146	4.70
株 式 会 社 横 浜 銀 行	133	4.29
山 田 紘 一 郎	79	2.55
株 式 会 社 デ ザ イン アー ト セ ン ター	35	1.13
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	31	1.01
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	26	0.85
内 野 株 式 会 社	24	0.79

注記 持株比率は自己株式（15,763株）を控除して計算しております。

ロ. A種優先株式

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,483 千株	100.00 %

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

(2021年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長兼社長執行役員	岡 本 洋 三	営業本部長兼MD統括部長
取 締 役 執 行 役 員	井 出 陽一郎	社長付特命担当
取 締 役 執 行 役 員	田 村 茂 樹	企画開発本部長
取 締 役 執 行 役 員	村 田 功 治	財務本部長
取 締 役	高 橋 理一郎	R & G横浜法律事務所代表パートナー 株式会社サンオータス社外取締役
取 締 役	須 賀 一 也	須賀公認会計士事務所代表 監査法人ネクスティ代表社員
常 勤 監 査 役	稲 毛 悟	
監 査 役	原 光 宏	株式会社横浜銀行常勤監査役
監 査 役	森 勇	コモンズ綜合法律事務所弁護士 東洋水産株式会社社外監査役

- 注記 1. 取締役高橋理一郎及び須賀一也の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役原光宏及び森勇の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原光宏氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高橋理一郎、須賀一也並びに監査役森勇の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び担当
伊 藤 達 哉	2020年5月25日	任期満了	取締役専務執行役員 営業本部長兼MD統括部長 兼営業企画部長
宗 廣 利 文	2020年5月25日	任期満了	取締役専務執行役員 企画開発本部長
堀 江 肇	2020年5月25日	任期満了	取締役常務執行役員 財務本部長兼経理部長
市 川 昭 司	2020年5月25日	任期満了	取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、2016年5月24日開催の第84回定時株主総会で定款を変更し、各取締役(業務執行取締役であるものを除く)ならびに各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	10 名 (3)	33 百万円 (5)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	9 (4)
合 計 (うち 社 外 役 員)	13 (5)	42 (9)

- 注記 1. 上記には2020年5月25日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した4名を含んでおります。
2. 取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、1988年5月26日開催の定時株主総会において取締役15,000千円(月額)、監査役1,500千円(月額)と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高橋理一郎氏は、R & G横浜法律事務所代表パートナー、株式会社サンオータスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と同事務所および同社との間には特別な関係はございません。
- ・取締役須賀一也氏は、須賀公認会計士事務所代表、監査法人ネクスティの代表社員を兼務しております。なお、当社と各社との間には特別な関係はございません。
- ・監査役原光宏氏は、株式会社横浜銀行の常勤監査役を兼務しております。なお、株式会社横浜銀行は当社の議決権を4.31%保有する大株主であり、当社は株式会社横浜銀行より融資を受けております。
- ・監査役森勇氏は、コモンズ綜合法律事務所の弁護士であります。当社は、同事務所に所属する別の弁護士と顧問契約を締結しております。
また、同氏は東洋水産株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席ならびに発言状況

取締役高橋理一郎氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

取締役須賀一也氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回すべてに出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

監査役原光宏氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回、また、監査役会には12回のうち12回すべてに出席しており、主に出身分野である銀行業務を通じて培った専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

監査役森勇氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち11回、また、監査役会には12回のうち11回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

・ E Y 新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	30 百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	30

注記 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

＜解任＞

1. 監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。
2. 監査法人である会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容について検討し、解任することが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定をおこないます。

<不再任>

1. 監査法人である会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、その他総合的な監査能力等の観点から監査を適切に遂行することが困難と判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を検討し、再任しないことが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をおこないます。
- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役2名と社外監査役2名を継続選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上をはかっております。
 - ② 取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底をおこなっております。
 - ③ 企画開発本部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなうとともに、「経営会議」では、コンプライアンスに関する重要事項について、協議及び決定をおこなっております。
 - ④ コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署や外部相談窓口へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じております。
 - ⑤ 内部監査部署は執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策を実行することにより事前防止を図るとともに、リスク発生時における体制や再発防止策の策定等について定めております。
- ② 取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
- ③ 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
- ② 代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置しております。
- ③ 取締役会及び経営会議において業績ほか、主要事項の進捗管理をおこなっております。
- ④ 経営会議による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定をおこなっております。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
ア. 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。

- イ. 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は毎月当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
 - イ. 当社の取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
 - ウ. 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ア. 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的におこなうための必要な規程類を整備しております。
 - イ. 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績ほか、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
- ④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンス・マニュアル」を配付し法令遵守の徹底をおこなっております。
 - イ. 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
- 6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
- 7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置します。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査役の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。
9. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査役の職務を補助する人材を配置します。
10. 当社の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
当社の取締役及び使用人は、法律の定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
 - ② 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
11. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の全役職員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。
12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の請求に基づき、会社法第388条の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。

1 3. その他当社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役会または監査役は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換をおこなうとともに、内部監査部署とも連携をはかることとしております。
- ② 監査役は、その他の取締役及び使用人とも必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備をおこなっております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

原則として月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議をおこなうほか、代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を月2回開催し、経営体制や事業構造の改革等のテーマについて審議し取締役会の意思決定を補完しております。

② リスク管理体制について

リスク管理委員会を月1回開催し、グループ全体のリスクの発生状況について報告をおこなうとともに、その対策について検討をおこない、必要に応じた対応を実施いたしております。

③ コンプライアンス体制について

法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス委員会を月1回開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなっております。また経営会議では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定をおこなっており、取締役会に定期的に報告をおこなっております。

また、当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により内部通報の窓口を設置し、その目的及び窓口、通報方法を社内に掲示し、相談・通報を受け付けております。また「コンプライアンス・マニュアル」を定期的に改訂し、子会社を含めた全役職員に配付し、法令遵守の徹底をおこなっております。

④ 内部監査の実施状況について

内部監査室が、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社及び子会社において定期監査及び臨時監査を適時実施し、代表取締役及び取締役会に報告をおこなっております。

⑤ 監査役の職務の執行について

監査役の監査体制につきましては、月1回監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告をおこなうとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、監査役会等を通じて社外監査役との情報共有をおこなっております。

監査役は内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時おこなうとともに、実地調査をおこなっております。

また、社外取締役と監査役は定期的に情報共有や意見交換をおこなっております。

本事業報告に記載の百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 合 計	11,213,800	負 債 合 計	10,808,157
流 動 資 産	1,946,442	流 動 負 債	5,034,016
現 金 及 び 預 金	861,791	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,353,461
売 掛 金	484,617	短 期 借 入 金	1,657,305
商 品	383,180	未 払 法 人 税 等	6,766
貯 蔵 品	35,796	商 品 券	548,073
未 収 入 金	118,520	賞 与 引 当 金	12,977
そ の 他	62,536	商 品 券 回 収 損 引 当 金	627,644
		ポ イ ン ト 引 当 金	27,863
		事 業 構 造 改 善 引 当 金	60,528
		そ の 他	739,397
固 定 資 産	9,267,358	固 定 負 債	5,774,140
有 形 固 定 資 産	7,741,604	長 期 借 入 金	5,044,465
建 物 及 び 設 備	3,129,948	退 職 給 付 に 係 る 負 債	385,184
土 地	4,563,475	資 産 除 去 債 務	161,471
リ ー ス 資 産	16,630	繰 延 税 金 負 債	118,343
そ の 他	31,549	そ の 他	64,676
無 形 固 定 資 産	7,960		
そ の 他	7,960		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,517,793	純 資 産 合 計	405,643
投 資 有 価 証 券	316,734	株 主 資 本	384,327
破 産 更 生 債 権 等	12,630	資 本 金	1,945,290
敷 金 ・ 差 入 保 証 金	944,357	資 本 剰 余 金	1,637,078
建 設 協 力 金	61,970	利 益 剰 余 金	△3,154,858
長 期 前 払 費 用	194,250	自 己 株 式	△43,183
貸 倒 引 当 金	△12,150	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	21,315
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,315
資 産 合 計	11,213,800	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,213,800

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(自 2020年 3 月 1 日)
(至 2021年 2 月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,002,677
売上原価	11,991,951
売上総利益	3,010,725
販売費及び一般管理費	3,650,353
営業損失	639,627
営業外収益	51,481
受取利息	110
受取配当金	2,803
雑収入	15,186
雇用調整助成金	33,382
営業外費用	144,628
支払利息	131,198
雑損	13,429
経常損失	732,773
特別損失	107,946
固定資産除却損	790
投資有価証券評価損	5,108
減損損失	96
事業構造改善費用	101,950
税金等調整前当期純損失	840,719
法人税、住民税及び事業税	5,806
法人税等調整額	△8,836
当期純損失	837,690
親会社株主に帰属する当期純損失	837,690

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020 年 3 月 1 日)
(至 2021 年 2 月 28 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,945,290	1,637,078	△2,317,168	△43,079	1,222,122
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△837,690		△837,690
自 己 株 式 の 取 得				△104	△104
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△837,690	△104	△837,794
当 期 末 残 高	1,945,290	1,637,078	△3,154,858	△43,183	384,327

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	14,665	14,665	1,236,787
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失		—	△837,690
自 己 株 式 の 取 得		—	△104
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	6,650	6,650	6,650
当 期 変 動 額 合 計	6,650	6,650	△831,144
当 期 末 残 高	21,315	21,315	405,643

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井 澤 依 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さいか屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2021年4月16日開催の取締役会において、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスと資本業務提携に係る契約を締結することを決議し締結した。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2021年4月16日開催の取締役会において、2021年5月24日の株主総会で第三者割当増資による新株式発行を付議することを決議した。
3. 注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は固定資産に関する減損損失の検討及び継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討において、2021年度中の売上高においては新型コロナウイルス感染症の影響は徐々になくなるという仮定に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産合計	10,844,405	負債合計	10,554,726
流動資産	1,673,972	流動負債	4,833,439
現金及び預金	713,534	買掛金	1,327,133
売掛金	484,120	短期借入金	1,657,305
商貯金	251,032	未払法人税等	36,194
前払費用	34,497	未払人費	6,514
未収金	28,656	商品受り金	265,923
その他の金	128,845	前払金	436,862
他	33,285	預り金	155,463
		賞与引当金	165,064
固定資産	9,170,433	商品回収損引当金	12,298
有形固定資産	7,738,896	ポインツ引当金	627,644
建物	1,867,115	事業構造改善引当金	27,863
構築物	1,260,696	その他	60,528
器具及び備品	30,977		54,644
土地	4,563,475	固定負債	5,721,287
リース資産	16,630	長期借入金	5,014,465
無形固定資産	7,960	預り金	31,244
商標	216	預り保証金	19,762
ソフトウェア	7,744	退職給付引当金	362,330
		繰上金	13,669
投資その他の資産	1,423,577	資産除却負債	161,471
投資有価証券	310,156	繰延税金負債	118,343
関係会社株	26,077	純資産合計	289,679
破産更生債権	12,630	株主資本	268,363
敷金	159,700	資本	1,945,290
差入保証金	670,940	資本剰余金	1,610,101
長期前払費用	194,250	資本準備金	969,469
建設協力金	61,970	その他の資本剰余金	640,632
貸倒引当金	△12,150	利益剰余金	△3,243,845
		その他利益剰余金	△3,243,845
		固定資産圧縮積立金	212,324
		繰越利益剰余金	△3,456,169
		自己株式	△43,183
		評価・換算差額等	21,315
		その他有価証券評価差額金	21,315
資産合計	10,844,405	負債・純資産合計	10,844,405

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(自 2020 年 3 月 1 日)
(至 2021 年 2 月 28 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,540,106
テ ナ ン ト 及 び 手 数 料 収 入	448,500
売 上 原 価	11,887,387
テ ナ ン ト 収 入 原 価	174,196
売 上 総 利 益	2,927,022
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,542,548
営 業 損 失	615,525
営 業 外 収 益	43,534
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,824
雑 収 入	10,928
雇 用 調 整 助 成 金	29,781
営 業 外 費 用	144,168
支 払 利 息	130,981
雑 損 失	13,186
経 常 損 失	716,159
特 別 損 失	107,946
固 定 資 産 除 却 損	790
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,108
減 損 損 失	96
事 業 構 造 改 善 費 用	101,950
税 引 前 当 期 純 損 失	824,105
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,272
法 人 税 等 調 整 額	△8,836
当 期 純 損 失	820,541

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自 2020年 3 月 1 日)
(至 2021年 2 月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 金 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	228,508	△2,651,812
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				—	△16,183	16,183
当 期 純 損 失				—		△820,541
自 己 株 式 の 取 得				—		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△16,183	△804,357
当 期 末 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	212,324	△3,456,169

	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	△2,423,303	△43,079	1,089,009	14,665	1,103,674
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—		—
当 期 純 損 失	△820,541		△820,541		△820,541
自 己 株 式 の 取 得	—	△104	△104		△104
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—		—	6,650	6,650
当 期 変 動 額 合 計	△820,541	△104	△820,645	6,650	△813,995
当 期 末 残 高	△3,243,845	△43,183	268,363	21,315	289,679

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井 澤 依 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さいか屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2021年4月16日開催の取締役会において、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスと資本業務提携に係る契約を締結することを決議し締結した。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2021年4月16日開催の取締役会において、2021年5月24日の株主総会で第三者割当増資による新株式発行を付議することを決議した。
3. 注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は固定資産に関する減損損失の検討及び継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討において、2021年度中の売上高においては新型コロナウイルス感染症の影響は徐々になくなるという仮定に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を『監査に関する品質管理基準』（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月16日

株式会社さいか屋 監査役会

常勤監査役 稲 毛 悟 ㊞
監 査 役 原 光 宏 ㊞
監 査 役 森 勇 ㊞

(注) 監査役原光宏及び森勇は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

本株主総会第2号議案「第三者割当による募集株式発行の件」を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における当社の発行済株式総数(3,135,314株)の4倍を超えない範囲内で、現行定款第5条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>600</u> 万株とする。 2 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>600</u> 万株 A種優先株式 150万株	第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200</u> 万株とする。 2 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>1,200</u> 万株 A種優先株式 150万株

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記3. に記載の要領にて、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス（以下「割当予定先」又は「AFC-HD社」といいます。）に対して特に有利な払込金額での募集株式（以下「本株式」といいます。）を発行する件（以下「本第三者割当」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件とします。また、2021年4月16日付で当社と割当予定先が締結した資本業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約」といいます。）において、割当予定先による本第三者割当に係る払込みは、本総会において、第1号議案及び本議案が原案どおり承認可決されること等を条件としております。

また、本第三者割当により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量1,835,000株に係る議決権の数18,350個は、2021年2月28日現在の当社の総議決権総数31,007個に対し59.18%に相当します。このように、本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上となり、また、本第三者割当により割当予定先が当社の支配株主（親会社）となることから、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、本総会において本議案についての株主の意思確認を併せてお願いするものであります。

1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

(1) 本第三者割当の目的及び理由

当社は、1872年10月神奈川県横須賀市元町に創業した雑賀屋呉服店(後の雑賀屋不動産株式会社)を母体として1950年11月横須賀市に株式会社大洋会館を設立、不動産賃貸業を営んでおりましたが、1956年4月に本社を川崎市に移転、株式会社川崎さいか屋として百貨店業を開業いたしました。現在では、横須賀市及び藤沢市で百貨店を営業し、川崎市ではサテライト型店舗、町田市では専門店ビルのテナント管理運営業務を行っております。当社は、百貨店事業を核として、「人々に安心と潤いのある生活の提案を行う生活文化企業」を目指し、長い間培ってきた信用を命として、「地域のお客様に最も支持される百貨店」を目指すことを企業理念としています。

しかしながら、社会構造の変化や環境変化に伴うお客様の消費嗜好の多様化に対応できず、また、新型コロナウイルス感染症拡大により政府等による緊急事態宣言の発出や解除後の外出

自粛、集客催事の中止・規模縮小の影響により、当社の事業は現在極めて厳しい状況が続いております。

こうした状況を受けて、当社の連結損益は2020年2月期まで4期連続して営業利益以下で損失を計上しており、2021年2月期についても新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言下での一部フロア休業や営業時間短縮等が影響し、売上高15,002百万円（前年比81.4%）、経常損失732百万円（同602百万円の悪化）、親会社株主に帰属する当期純損失837百万円（同706百万円の悪化）と大幅な赤字の計上を余儀なくされました。その結果、2021年2月末時点において、連結純資産は405百万円（同831百万円の減少）まで落ち込んでおり、早急な収益・財務基盤の強化が必要な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。なお、この点に関しましては、下記で述べるとおり2021年3月6日にリスタートした「SAIKAYA YOKOSUKA SHOPPING PLAZA」のローコストオペレーションでの運営強化を進めるとともに、2021年2月期実施の希望退職に伴う人件費の減少や外注費の抑制等の経費削減等の継続的な取り組みを行うことで、年度を通じ営業キャッシュ・フローの改善に努めていくこと、また、2021年3月31日期日の借入金（6,523百万円）のうち6,353百万円について主要取引銀行を含む取引金融機関より2022年3月31日まで契約延長がなされていること、当社の会計監査人による監査手続の一環として実施されたメインバンクへのインタビューにて、メインバンクより今後の支援体制に変化はないとの見解が示されたことにより、主要取引銀行の支援体制も十分確保できており資金繰りの懸念はないものと認識し、これらのことから、2021年2月期において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。しかしながら、主要取引銀行の支援体制が十分確保できており短期的には資金繰りの懸念はないものの、上記のとおり、当社を取り巻く事業環境・経営環境は引き続き極めて厳しいことが想定される中、短期的な借入によって当座を凌ぐのみでは、脆弱な収益基盤・財務基盤といった当社の抱える課題に抜本的に対処するものではなく、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって当社を取り巻く事業環境・経営環境の不透明である中、今後さらに事業環境・経営環境が悪化した場合に、当社としては債務超過に陥る可能性もあるものと認識しており、早急な財務基盤の強化と収益基盤の改善が不可欠な状況にあります。

また、東京証券取引所は、上場廃止基準として、原則として、時価総額（月間平均時価総額又は月末時価総額）が10億円未満である場合において、9か月以内（事業計画改善書を3か月以内に提出しない場合は3か月）に月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときと定めていますが（有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文）、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、2020年8月末までに上場廃止基準に抵触した上場会社に

ついて、事業計画改善書の提出期限を2020年12月末まで延長し、この場合における上場廃止に係る猶予期間を2021年6月末までとしています。当社株式の2020年7月の時価総額は、上記上場廃止基準に定める所要額（10億円）未滿となったため、同年8月3日、東京証券取引所より2020年8月1日から2021年6月30日まで（ただし、2020年12月31日までに事業計画改善書を提出しなかった場合には、同年8月1日から同年12月31日まで）上場廃止の猶予期間と指定され、2020年12月25日に事業計画改善書を提出したため、同日、改めて2020年8月1日から2021年6月30日まで上場廃止の猶予期間と指定されました。したがって、同年6月30日までに、月末時価総額と月間平均時価総額が上記所要額を上回らない場合には上場廃止となります。なお、2021年3月31日時点の月末時価総額は1,116百万円となり10億円以上でありましたが、2021年3月月間平均時価総額は961百万円となり10億円未滿であることから、2021年3月31日時点で上場廃止基準（時価総額基準）に抵触している状況が解消されていないため、当社といたしましては、本第三者割当による新株式を発行することにより、発行済株式総数を増加させることによって、時価総額を増加させることで、上場廃止基準に抵触している状況の解消を図ることについても本資本業務提携の目的と考えております。

一方で、当社としては、「いつ行っても欲しいものがあり、いつ行っても気持ちよく買い物ができ、また行ってみたいと思っていただけの百貨店」という企業ビジョンの下で、当社の事業継続を図るべく、「営業力の強化」「財務基盤の強化」に取り組んでまいりました。「営業力の強化」におきましては、2017年から顧客支持の高いテナントとして藤沢店にニトリ、タリーズコーヒーを導入するとともに、食品強化によるデパルメウ商品数を強化する等、百貨店ゾーンの見直しを図ってまいりました。この結果、減少していた藤沢店への集客を増加（前年比103%）させることに成功いたしました。また、2019年には外商部門におきまして、外商顧客様向け「さいか屋カード」ポイント付与率アップや外商サロンの新設等、外商顧客様との接触回数拡大、新たな外商顧客様との接点拡大等を実行し、減少を続けてきた外商顧客様の新規獲得と売上高を維持することができました。さらに、EC部門におきましては、2019年にECサイトの活性化を目的とした「Web計画グループ」を新設し、ECサイトのデザイン刷新、食料品を中心とした掲載商品数増、新たな販売チャネル増等に取り組んでまいりました。この結果、同部門の2021年2月期売上高は、大幅な増加（前年比181%）を達成しております。また、2021年2月には、不採算店舗であった横須賀店の営業を一旦終了させ、2021年3月に「SAIKAYA YOKOSUKA SHOPPING PLAZA」として営業面積を縮小し、少人数で運営するローコストオペレーションでの営業体制としリスタートいたしました。「財務基盤の強化」におきましては、委託業務のより効率的な仕様変更まで踏み込んだ見直しによる外部委託費の削減、電力の自由化等を活用した水道光熱費の削減等、固定費の削減を図ってまいりま

した。さらに、2021年2月期におきましては、希望退職者の募集を実行し、事業規模に見合った人員体制の構築を行い、人件費の圧縮を行いました。

しかしながら、昨今の近隣商圈における業種・業態を超えた販売競争の激化に加え、足元では、新型コロナウイルス感染症拡大による時短営業の継続や2度の緊急事態宣言発出を含む外出自粛等、当社を取り巻く経済情勢や事業環境は厳しさを増しており、先行きにつきましても予断を許さない状況となっております。横須賀店のリニューアルに伴う修繕費用等の支払いが2021年5月で一段落し、前期実施の希望退職による人件費や委託費削減等の固定費削減がより効果を発揮することにより、9月以降の資金繰りは安定する見込みであるものの、事業継続を図るためには、買掛金支払や税金費用等の一時的な運転資金を確保するとともに、早急な収益・財務基盤の強化が必要となります。

当社としては、上記の各施策を実施するとともに、事業継続を図りながら収益・財務基盤を強化するため、事業の効率化、資本の増強の観点からファンドや事業会社との提携の可能性について検討を進めてまいりましたところ、2020年11月に、AFC-HD社永世名誉会長 浅山忠彦氏及び代表取締役社長 浅山雄彦氏から、当社取締役社長兼社長執行役員 岡本洋三に、業務提携や出資の可能性について正式に打診を受けました。当社は、AFC-HD社の子会社である株式会社エーエフシー（静岡県静岡市駿河区豊田2-4-3 代表取締役会長 浅山忠彦、以下「AFC社」といいます。）とこれまでも取引上の付き合いがあったことや、AFC社が当社の3店舗へ出店していることもあり、AFC社の親会社であり、健康食品・化粧品の製造から販売までを一手に担うAFC-HD社との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行い、AFC-HD社を割当予定先とすることは、当社としても事業継続を図りながら収益・財務基盤を強化することが可能となるとの判断の下、AFC-HD社との間で本資本業務提携及び本第三者割当について協議を行い、同社からご支援をいただけることになった次第であります。

AFC-HD社は、1969年6月に静岡県静岡市で創業したあさやま商事(後の株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス)を起源とし、健康食品及び化粧品等の研究開発・製造・品質保証及び販売並びに健康情報の発信を通じて、人々の健康の維持増進に貢献する企業であり、東証JASDAQに上場しております（証券コード：2927）。新型コロナウイルス感染症拡大の環境下におきましては、消費者の健康志向を取り込み、業績の堅調さを維持するとともに、徹底したお客様本位の企業風土を持っておられます。当社とは、2008年より取引を開始し、当社店舗での健康食品、化粧品等を販売していただき、2015年より外商での健康食品の取り扱いを始め、お客様にご好評いただいております。自社グループブランド「AFC」を販売しているAFC-HD社の子会社であるAFC社では、健康食品・化粧品等の通信販売

事業・卸売販売事業・百貨店店舗販売事業で全国展開しており、当社を始め、全国有名百貨店40店舗で販売を行っております。昨年には、新規事業としてビュッフェレストラン「ぶどうの丘」を始め、外食事業を手掛ける株式会社なすび（静岡県静岡市清水区谷田8-2 代表取締役社長 藤田圭亮）とF C契約及び業務提携をスタートさせ、全国に広がるA F C－H D社のネットワークと店舗運営ノウハウと新業態開発力を駆使し、店舗拡大を図ろうとしております。A F C－H D社グループでは、構想段階であるものの、グルメ天国、ふれあいペット王国（ペットショップ）、こどもの国（プレイランド）、いこいの園（高齢者が集う施設）等、当社における従来の百貨店像にとらわれない集客を仕掛ける、魅力あふれる店舗作り等の新たな百貨店像を有しております。

本資本業務提携により、当社の149年にわたり築き上げてきた暖簾と、湘南地区から三浦半島において唯一の百貨店という地理的特徴に加え、従来、当社では考えもつかなかった、オンラインでの接客や老若男女が楽しむことができる複数のコンテンツを融合させた長時間滞在型の新百貨店像の構想を持つA F C－H D社グループのアイデアをかけ合わせることで、両社・グループの持つ経営資源を相互に活用することにより、相互のお客様に対し、より付加価値が高く専門性に優れ、娯楽性に富んだ商品・サービスの提供を行うことで、相互の企業価値向上が図れるものと確信しております。そして、このことが当社において一日でも早く利益を創出し、社会的信用の向上に繋がるものと判断いたしております。

当社では、巨大な市場を持ち中長期的な経済成長が見込めるE C分野を重要なビジネスターゲットとしております。2021年2月5日付で開示いたしました「（開示事項の追加）事業の現状、今後の展開等について」において、営業力強化に関する諸施策として記載した「E C部門の拡大」を遂行するため、E C事業において、知見とインフラを有し、実績を残しておられるA F C社のノウハウとそのインフラを活用することで、当社の経営課題の解決に寄与することに繋がるとの考えに至りました。

当社では資金調達の方法として、公募増資及び株主割当増資等の方法を検討してまいりましたが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であることに加え、引受先が集まらないリスク、払込みが行われないリスク、不成立となるリスクがあることから、事業継続の確実性・安定性を確保しつつ、当社の信用力の向上及びこれに伴う将来の成長資金のための借入余力の確保を図り、上場廃止基準に抵触している状況の解消にも資するという観点から、第三者割当による資金調達方法が最適であると判断いたしました。A F C－H D社においても、当社の財務基盤の強化や、資金需要への対応、信用力の向上といった事業継続の安定性や今後の成長性という観点から、公開買付けの方法によらず、本第三者割当の引受けを選択いただいたものと承知しております。

本第三者割当により、A F C－H D社は、当社議決権の37.22%を直接保有することとなり、またA F C－H D社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが間接保有する当社議決権と合わせて、当社総議決権数の50.36%を保有することとなり、同社は、当社の支配株主（親会社）となる予定であります。

ア．業務提携の内容について

業務提携の内容として、概ね以下の施策の実施を目指し、その具体的な方法を今後両社で検討していくこととしております。

① 当社の顧客基盤の活用によるA F C－H D社の商材の販売

A F C－H D社の専門性の高い商材を、当社の顧客名簿（上得意様）向けにカスタマイズした販売を行うことにより、両社における収益体質の強化を図ることを考えております。

② A F C－H D社のE Cインフラの活用/共有化並びに同社及び当社相互のコンテンツ販売成長分野であるE C部門において、A F C－H D社の資源であるE Cシステム等への統合、両社コンテンツ等の相互活用により、効率的にE C部門の拡大を図ることを考えております。

③ 当社のリアル店舗活用によるテストマーケティングの実施、当社の店舗の空きスペース活用

A F C－H D社が、新たに企画する商品・サービスを、当社においてマーケティングリサーチを行うことで、当社では賑わいを生み、新たな顧客の獲得を図ることを考えております。

④ 給与計算等の百貨店特有でない集計・計算業務のA F C－H D社グループへの集約

管理部門の業務のうち、A F C－H D社のシステム等の統合又は相互活用により、既存業務を効率化し、原価や固定費の低減を図ることを考えております。

イ．資本提携の内容について

当社は、本資本業務提携においてA F C－H D社に本株式1,835,000株を割り当て、同社の当社発行済株式総数に対する持株比率は36.96%となる予定であります。なお、本資本業務提携契約において、①当社において事業運営上新たな資金需要が生じた場合において、当社が株式等を発行する場合、当社の要請に基づき、A F C－H D社は当該株式等を引き受けるものとする旨、②A F C－H D社は、当社の事前の書面による承諾なく、(i)自らが保有する当社の株

式等の全部又は一部に係る譲渡、移転、承継、貸与、担保権の設定その他一切の処分、(ii)当社の株式等に係る譲受、承継その他の取得をしてはならない旨、③一定の事由が生じた場合において、当社はA F C－H D社に対して、本第三者割当によって同社に対して割り当てられる当社株式の全部又は一部を当社が指定する第三者へ譲渡することを請求できる旨等を合意しております。

ウ．取締役の指名権に関する合意内容等

当社及びA F C－H D社は、本資本業務提携契約において、当社がA F C－H D社の指名する取締役の選任に係る手続として、本定時株主総会において、取締役候補者の数は9名とし、そのうちA F C－H D社が別途指定する指名取締役3名を取締役候補者とする取締役選任議案を上程することを合意しております（ただし、A F C－H D社の指名に係る取締役候補の取締役としての地位は、本第三者割当の払込みが行われることを前提としております。）。なお、代表取締役の選任については、別途、A F C－H D社との協議により決定いたしました。

(2) 本第三者割当を選択した理由

当社は今回の資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について以下のとおり比較検討を進めてまいりました。

現状、銀行借入につきましては、一時的な資金確保という観点からは採りうる選択肢であるものの、財務基盤の強化、信用力の向上という当社の喫緊の課題に応えるものではなく、金利負担の面からも当社にとって最善の選択肢であるとはいえないものと判断しております。

次に、公募増資及び株主割当増資につきましては、多額の資金調達が可能であり、かつ財務基盤の強化という本第三者割当の目的に沿う手法ではありますが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であることに加え、引受先が集まらないリスク、払込みが行われないリスクもあることから困難と判断いたしました。

また、転換社債型新株予約権付社債の発行につきましては、短期間での資金調達が可能であるものの、当社の負債額を増加させることとなること、通常転換型新株予約権の転換は割当先の裁量により決定されるため、発行後に転換が進まない場合には財務健全性が低下すること、また償還時点で必要となる返済資金を確保できるかが現時点では不透明であることから不適當であると判断いたしました。

当社といたしましては、本第三者割当による既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、払込金額がほぼ満額、資本に入ることから財務基盤を強化しつつ、短期間に調達した資金を後述の資金使途に充当することで、事業継続性を図ることができ、また、当社の

信用力の向上及びこれに伴う将来の成長資金のための借入余力の確保や、上場廃止基準（時価総額基準）に抵触している状況を解消することにも資するものと考えております。このように資金調達までにかかる期間、発行コスト、払込みの確実性、負債比率、金利コスト、償還負担等を含め資金調達を総合的な観点から検討した結果、A F C－H D社との本資本業務提携の一環として、同社に対する新株式の発行による資金調達方法が最適であると判断いたしました。

（３）払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本株式の発行価額につきましては、上記「（１）本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、本資本業務提携を通じて、当社及びA F C－H D社の持つ経営資源を相互に活用することにより、付加価値が高く専門性に優れ、娯楽性に富んだ商品・サービスの提供を行うことで、当社の企業価値向上を図ることができるとの認識のもと、当社の置かれた現状に鑑み、事業継続を図るための一時的な運転資金を確保するとともに、早急な収益・財務基盤の強化が必要であること等を勘案し、A F C－H D社との間で交渉を重ねてまいりました。

このような中で、当社は、A F C－H D社から、上記「（１）本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、①当社の連結損益は2020年２月期まで４期連続して営業利益以下で損失を計上し、2021年２月期についても新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な赤字の計上を余儀なくされ、早急な収益・財務基盤の強化が必要な状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していること、②当社株式の2020年７月の時価総額が、上場廃止基準に定める所要額（10億円）未満となったため、東京証券取引所により2020年８月１日から2021年６月30日まで上場廃止の猶予期間として指定されていること、また、③当社の事業環境は極めて厳しい状況が続いており、業績回復を実現するには相応の時間を要する見込みであるため、今後も当社の事業環境が好転せず営業赤字が継続する可能性があること、④当社の株価は３月下旬に上昇後、比較的堅調に推移しているものの、３月下旬までと現在とで当社の経営状況や事業環境に著しい変化がない中での株価の上昇であり、今後も現在の株価水準が継続するかは不透明であること及び上記の当社の状況や株式市場全体の動向等に伴って当社株式の株価が下落する可能性があること、⑤当社の１株当たり純資産が低廉であること等当社に投資することのリスクに鑑みると、株価の高騰した３月下旬より前の時点における高値水準である270円程度から著しく乖離した発行価額では引き受けられないとの説明を受けました。これに対して当社は、A F C－H D社から提案を受けた１株当たりの発行価額は、現状の市場株価から乖離していることから、当社の既存株主の利益を最大限考慮して、発行価額の増額について数度にわたり強く要請を行いました。しかし、A F C－H D社より、上記の状況等を踏まえると、提案している発行価額の水準以外に検討の余地はなく、発行価額の増額に応じること

はできない旨の回答を受けました。

当社は、これを踏まえて本資本業務提携及びその一環としての本第三者割当の実行の可否を含めて改めて検討いたしました。当社株式の株価の推移及び市場全体の環境の不透明さ、上記「(1) 本第三者割当の目的及び理由」で述べた当社の事業の状況の不確実性の中で、①これまで他の割当候補先についても検討してきたものの具体的な条件面での提案に至らない又は当社とのシナジー効果等に鑑み現実的な選択肢としては困難な状況であったこと、②上記「(2) 本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、他の資金調達手段をとることは不適当又は困難であること、③中長期的な観点からは、本第三者割当の実行によってAFC-HD社の傘下に入ることにより同社より事業面及び資金面での支援が期待できるとともに、同社との本資本業務提携によるシナジー効果によって企業価値の向上に資すると考えられること、④本第三者割当により、当社の信用力の向上及びこれに伴う将来の成長資金のための借入余力の確保が図れること、⑤上場廃止基準（時価総額基準）に抵触している状況の解消に資するものであると考えられること、⑥発行価額については、当社の事業環境に著しい変化や重要な公表等がない中で2021年3月下旬頃から当社の株価が急激に上昇していること、本株式に係る発行決議日の直前取引日である2021年4月15日から過去1か月間の当社株価の終値単純平均値とTOPIX、東証株価指数33業種に定める「小売業」、同業他社の株価の推移等を比較しても当該期間の当社株価は高く、一過性又は不透明な株価変動の可能性が大きいといえることからすると、一時点の株価ではなく一定期間の平均株価という平準化された値を採用すること、及び直近値又は3月下旬以降の株価上昇後の1か月平均の価格のみで算定するのではなく3か月平均値289円を考慮して算定することに一定の合理性があると考えられるところ、割当予定先の提案も基本的にこれに沿うものであることも併せて総合的に勘案した結果、AFC-HD社の提案を受け入れることといたしました。

なお、上記発行価額は、本株式に係る発行決議日の直前取引日である2021年4月15日における東京証券取引所の終値である360円(単位未満四捨五入。終値単純平均値につき以下同様。)に対し24.17%のディスカウント(小数第3位を四捨五入、プレミアム及びディスカウントの計算につき以下同様。)、同日から遡ること1か月間の終値単純平均値である344円に対し20.57%のディスカウント、同3か月間の終値単純平均値である289円に対し5.63%のディスカウント及び同6か月間の終値単純平均値である255円に対し7.23%のプレミアムであり、日本証券業協会が「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、本総会において、会社法第199条第3項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、本第三者割当を行うことといたします。

当社取締役会においては、本資本業務提携の一環として当該発行価額による本第三者割当を実行することについて、上記の各理由から判断すると、大規模な希薄化は生じるものの、短期的な視点での事業継続に加えて、中長期的な視点での収益・財務基盤の強化、ひいては企業価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にとっても合理性を有することから、本第三者割当は、既存株主の皆様にも理解いただくことができるものと判断しております。

なお、本資本業務提携契約において、本第三者割当についての議案に係る株主総会の特別決議に際し、割当予定先及び割当予定先の永世名誉会長である浅山忠彦氏は、本株式の発行について特別の利害関係を有する株主にあたる可能性があることから、割当予定先及び浅山忠彦氏は当該決議において議決権を行使しないことを定めております。

当社監査役3名（うち2名が社外監査役）全員は、本第三者割当の発行条件が特に有利な条件での発行に該当するものの、本総会において承認を受ける予定であることその他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、本第三者割当は合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する旨の意見を表明しております。

（4）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の発行株式数は1,835,000株（議決権数18,350個）であり、当社の発行済株式総数3,135,314株に対して58.53%（議決権総数31,007個に対しては59.18%）の大規模な希薄化が生じます。

しかしながら、本資本業務提携により、AFC-HD社と当社の顧客基盤の活用によるAFC-HD社の商材の販売等の施策の実施をはじめとする共同プロジェクトの推進を行うことは、株主価値の向上に資するものであると考えております。また、当社の事業環境が、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により不透明な中、迅速に運転資金を確保しなければならず、手元流動性の低下ひいては当社の株主の皆様の株式価値を喪失させる事態は回避しなければなりません。そして、本第三者割当により、買掛金支払や税金費用等の一時的な運転資金に必要な資金を迅速かつ確実に確保するとともに、財務基盤の強化を図ることができ、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。このことは、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせ、また本第三者割当によりAFC-HD社が当社の支配株主（親会社）となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを実施いたします。

2. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名称	株式会社 A F C－H D アムスライフサイエンス
(2)	所在地	静岡県静岡市駿河区豊田三丁目 6 番 36 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浅山雄彦
(4)	事業内容	健康補助食品および化粧品等の製造販売
(5)	資本金	2,131,839 千円
(6)	設立年月日	1980 年 12 月 8 日
(7)	発行済株式数	14,144,720 株
(8)	決算期	8 月 31 日
(9)	従業員数	592 人 (2020 年 8 月 31 日現在)
(10)	主要取引先	深沢商会、イワキ
(11)	主要取引銀行	静岡銀行、三井住友銀行、三菱 U F J 銀行
(12)	大株主及び持株比率	浅山忠彦 15.29% 浅山雄彦 7.91% 南良治 3.17% 浅山麻衣子 2.37% 浅山麻里奈 2.35% アムスライフサイエンス取引先持株会 2.10% 株式会社静岡銀行 0.89% (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 福地千佳 0.81% J P モルガン証券株式会社 0.62% アムス従業員持株会 0.55%

(13) 当事会社間の関係			
資本関係	A F C－H D社は、当社議決権の0.06％を保有しております。また、A F C－H D社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが当社議決権の20.92％を間接保有しております。(2021年2月28日時点)		
人的関係	A F C－H D社の取締役であったもの1名、同社の子会社の取締役であったもの1名の計2名が、当社取締役に就任しております。		
取引関係	A F C－H D社の子会社と取引基本契約を締結しております。		
関連当事者への 該当状況	A F C－H D社は、財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者に該当します。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円、特記しているものを除きます。）			
決算期	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期
連結純資産	9,652,986	10,109,847	10,463,909
連結総資産	18,007,721	18,327,080	18,548,888
1株当たり連結純資産（円）	686.37	718.86	744.04
連結売上高	15,795,643	16,252,889	15,819,281
連結営業利益	1,023,483	981,271	1,093,679
連結経常利益	982,012	1,014,876	1,099,829
親会社株主に帰属する当期純利益	736,680	783,292	676,683
1株当たり連結当期純利益（円）	58.28	55.70	48.12
1株当たり配当金（円）	20.00	25.00	20.00

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「1. (1) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおりであります。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるA F C－H D社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、中長期にわたり、本株式を保有する方針である旨、意向を表明していただいております。

なお、当社は、割当予定先から、本株式の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるA F C－H D社が、2020年11月25日付で提出した第40期有価証券報告書の2020年8月31日における連結貸借対照表により、A F C－H D社が本株式の払込みに要する十分な現金及び預金並びにその他の流動資産（現金及び預金：4,725,642千円、流動資産計：10,009,188千円）を保有していることを確認し、また同社が2021年4月14日付で提出した第41期第2四半期報告書の2021年2月28日における四半期連結貸借対照表により、同社が本株式の払込みに要する十分な現金及び預金並びにその他の流動資産（現金及び預金：5,988,898千円、流動資産計：11,411,409千円）を保有していることも確認しております。

3. 募集事項の内容

(1) 募集株式の種類

普通株式

(2) 募集株式の数

1,835,000株

- (3) 募集株式の払込金額
1 株につき273円
- (4) 払込金額の総額
500,955,000円
- (5) 出資の方法
金銭を出資の目的とする。
- (6) 払込期日
2021年5月26日
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は250,477,500円（1 株につき136.5円）とし、増加する資本準備金の額は250,477,500円（1 株につき136.5円）とする。
- (8) 募集又は割当方法
第三者割当の方法による。
- (9) 割当予定先及び割当株式数
株式会社A F C－H Dアムスライフサイエンス 1,835,000株
- (10) 払込取扱場所
株式会社横浜銀行 川崎支店
- (11) その他
上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生、本総会における本第三者割当に関連する議案及び本定款変更議案の承認、並びに本資本業務提携契約に定める前提条件を満たすことを条件とする。

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役岡本洋三、井出陽一郎、田村茂樹、村田功治、高橋理一郎、須賀一也の6氏は任期満了となりますので、第2号議案での割当予定先との間の資本業務提携及び第三者割当の実施に伴い、新体制へ移行するため、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、井出陽一郎、山野井輝夫、浅山雄彦の3氏は、第2号議案の第三者割当の払込みが行なわれることを前提とした候補者であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
1	井 出 陽 一 郎 (1952年3月22日生) 再 任	1974 年 4 月 株式会社松坂屋入社 2007 年 3 月 同理事銀座店長 2008 年 5 月 同執行役員MD統括部長 2009 年 9 月 J・フロントリテイリング株式会社執行役員 MD推進部長 2010 年 3 月 株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員MD推進 部長 2012 年 5 月 日本百貨店協会専務理事 2017 年 5 月 株式会社エーエフシー取締役 2017 年 9 月 同専務取締役 2020 年 5 月 当社取締役執行役員 社長付特命担当（現 任）	1,200株
【取締役候補者とした理由】 百貨店業界の多岐に亘る事業分野を掌握しており、当社の事業全般に関して幅広い経験と知見を有していることから、当社の営業力及び取締役会のさらなる機能強化に資すると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
2	やまのいてるお 山 野 井 輝 夫 (1954年8月27日生) 新任	1979 年 4 月 森谷健康食品株式会社入社 2011 年 9 月 株式会社エーエフシー入社 2011 年 9 月 同取締役百貨店事業担当 2011 年10月 同専務取締役百貨店事業担当 2016 年 6 月 当社関連事業部長 2017 年 4 月 同営業開発部長 2017 年 5 月 同執行役員営業開発部長 2017 年 8 月 同執行役員営業企画部長 2018 年 7 月 株式会社エーエフシー取締役新規開発事業担当 (現任)	3,300株
【取締役候補者とした理由】 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスのグループ会社である株式会社エーエフシーにおいて、長年、同社の百貨店事業担当取締役を担い、直近では新規開発事業の担当取締役を務めております。こうした経歴を通じて得た幅広い見識は、当社の百貨店事業の新たな成長戦略の推進に寄与するとともに、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
3	むら た こう じ 村 田 功 治 (1968年7月23日生) 再 任	1991 年 4 月 株式会社日本興業銀行入行 2008 年 8 月 株式会社横浜銀行入行 2011 年 5 月 同融資部経営サポート室長 2014 年 7 月 同経営管理部資産査定室長 2017 年 4 月 同融資部オートコールセンター長 2018 年 9 月 株式会社東日本銀行へ出向 同融資部資産査定室長 2020 年 5 月 当社取締役執行役員 財務本部長兼経理部長 2020 年 6 月 同取締役執行役員 財務本部長（現任）	0株
【取締役候補者とした理由】 これまでの金融機関での業務経験により、業務執行に関する豊富な経験を有しており、取締役会のさらなる機能強化に資すると判断し、取締役として適任と判断しました。			
4	わき た あつ ろう 脇 田 篤 朗 (1960年7月9日生) 新 任	1983 年 4 月 当社入社 2009 年 5 月 同川崎店次長 2010 年 3 月 同川崎店長 2012 年 4 月 同藤沢店長 2014 年 3 月 同横須賀店長 2016 年 5 月 同執行役員横須賀店長 2017 年12月 同執行役員藤沢店長 2018 年 6 月 同業務本部付執行役員 2019 年 3 月 同執行役員MD統括部食品部長（現任）	1,600株
【取締役候補者とした理由】 当社において、食料品部門の要職を歴任した経験を持ち合わせており、その後は川崎店、横須賀店、藤沢店の店長を歴任するほか、MD推進部長の経歴もあり、直近では執行役員MD統括部食品部長を務めております。こうした経歴を通じて得た営業部門での豊富な経験は、当社の主軸商品である食料品部門の成長に寄与するとともに、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
5	たなか たけひろ 田中雄大 (1965年9月15日生) 新任	1989 年 4 月 当社入社 2012 年 9 月 同藤沢店長代理 2013 年 6 月 同町田ジョルナ店長 2014 年 3 月 同藤沢店長 2016 年 5 月 同執行役員藤沢店長 2017 年 4 月 同執行役員川崎店長 2018 年 6 月 同執行役員藤沢店長 (現任)	1,100株
【取締役候補者とした理由】 当社において、町田店、川崎店、藤沢店の店長を歴任し、直近では執行役員藤沢店長を務めております。こうした店長職を通じて得た現場ならではの豊富な経験は、当社の営業力強化の推進に必要な不可欠であり、これを発揮することにより、当社の企業価値向上と持続的成長を力強く推進できる人材と判断し、取締役候補者といいたしました。			
6	なか の こうじ 中野宏治 (1968年6月18日生) 新任	1991 年 4 月 当社入社 2014 年 4 月 同経営企画部部長代理 2017 年 5 月 同MD企画計画部長 2019 年 8 月 同営業計画部長 2020 年 5 月 同執行役員営業本部副本部長兼営業計画部長 2021 年 2 月 同執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 (現任)	1,800株
【取締役候補者とした理由】 当社において、経営企画部、MD企画計画部、営業計画部の要職を歴任し、直近では執行役員営業本部副本部長を務めております。こうした経歴を通じて得た、当社の営業部門・後方部門の両面に精通する幅広い見識は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
7	あさ やま たけ ひこ 浅 山 雄 彦 (1968年12月7日生) 新 任	1999 年 8 月 株式会社ディーバプレゼンテーション入社 2001 年 4 月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス入社 2001 年 7 月 同取締役営業企画部長 2002 年 3 月 同専務取締役営業本部長 2003 年 9 月 同代表取締役社長（現任） 2005 年11月 株式会社けんこうTV代表取締役社長 2006 年11月 株式会社日本予防医学研究所代表取締役社長 2009 年 6 月 株式会社エーエフシー代表取締役社長（現任） 2016 年 3 月 本草製薬株式会社代表取締役社長（現任） 2019 年 5 月 杭州永遠愛生物科技有限公司董事長（現任）	0 株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスおよびグループ会社の代表取締役社長を歴任し、強いリーダーシップに基づき経営を統括し、取締役としての職責を果たしています。これらの経験と知見は当社の企業価値向上と持続的成長に資するものと判断し、取締役候補者といいたしました。			
8	たか はし り いち ろう 高 橋 理 一 郎 (1947年10月17日生) 再 任	1977 年 4 月 横浜（現神奈川県）弁護士会入会 1980 年11月 横浜綜合法律事務所設立、同代表弁護士 2006 年 6 月 株式会社ベクトル社外監査役 2014 年 1 月 R & G横浜法律事務所代表パートナー（現任） 2015 年 5 月 当社社外取締役（現任） 2015 年 7 月 株式会社サンオータス社外取締役（現任）	0 株
【社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要】 弁護士資格を有しており、法律に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役に反映していただくためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
9	す が かず や 須 賀 一 也 (1957年2月12日生) 再 任	1980 年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1984 年 3 月 公認会計士開業登録 1992 年10月 須賀公認会計士事務所代表（現任） 2000 年 4 月 監査法人ネクスティ代表社員（現任） 2015 年 5 月 当社社外取締役（現任）	0 株
【社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要】 公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。			

- 注記
- 高橋理一郎、須賀一也の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 浅山雄彦氏は第2号議案の第三者割当先の株式会社AFC－HDアムスライフサイエンスの代表取締役社長であります。
 - その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 高橋理一郎氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
 - 須賀一也氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
 - 当社は高橋理一郎、須賀一也の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 当社は、高橋理一郎、須賀一也の両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる権限を逸脱した行為等に起因する損害賠償請求、知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求などの損害を当該保険契約により填補することにしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役森 勇氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
もり いさむ 森 勇 (1948年2月23日生) 再 任	1978 年 8 月 ドイツ、レーゲンスブルク大学法学部研究助手 1984 年 4 月 獨協大学法学部専任講師 1985 年 4 月 獨協大学法学部助教授 1989 年 4 月 獨協大学法学部教授 1999 年 2 月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 1999 年 2 月 コモンズ総合法律事務所入所（現任） 2000 年 4 月 獨協大学国際交流センター所長 2004 年 4 月 中央大学大学院法務研究科教授 2006 年 6 月 東洋水産株式会社社外監査役（現任） 2010 年 5 月 当社補欠監査役 2011 年 5 月 当社社外監査役（現任）	0 株
【社外監査役候補者とした理由】 大学院法務研究科の元教授であり、弁護士でもあることから、直接会社経営に関与された経験はございませんが、企業法務等に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の監査役会に反映していただくためであります。		

- 注記 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森 勇氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は森 勇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 森 勇氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
4. 当社は森 勇氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる権限を逸脱した行為などに起因する損害賠償請求、知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求などの損害を当該保険契約により填補することにしております。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、土肥達也氏は監査役稲毛悟氏の補欠、磯崎実生氏は社外監査役2名の補欠であります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
1	ど い たつ や 土 肥 達 也 (1962年7月16日生)	1985 年 4 月 当社入社	300株
		2018 年 2 月 同内部監査室長（現任） 2018 年 5 月 同補欠監査役（現任）	
	【補欠監査役候補者とした理由】 当社の監査部門での実務経験が豊富であり、専門的見識を踏まえた妥当性及び適正性の見地から、補欠監査役として適任と判断しました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
2	いそ ざき じつ き 磯 崎 実 生 (1968年11月14日生)	1990 年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1994 年 3 月 公認会計士登録 2006 年 6 月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 2019 年 5 月 イーサップ経営研究所代表（現任） 2019 年 5 月 当社補欠監査役（現任） 2019 年 6 月 株式会社パピレス社外取締役（現任） 2019 年12月 ニフティライフスタイル株式会社社外監査役（現任）	0 株
	【補欠社外監査役候補者とした理由】 公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会および監査役会に反映していただけると判断したためです。		

- 注記
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 土肥達也氏が、当社の監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
 3. 磯崎実生氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
 4. 磯崎実生氏が、当社の監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、権限を逸脱した行為などに起因する損害賠償請求、知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求などの損害を当該保険契約により填補することにしております。
 6. 磯崎実生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今般、E Y新日本有限責任監査法人より、監査法人を取り巻く環境変化を背景に監査工数についても増加となる結果、監査報酬の増額改定が見込まれるとの申し出がありました。

当社においては経営改善に取り組んでいる状況にあることから、これを契機に監査役会において候補者を含む複数の監査法人を対象に、当社の規模に適した監査対応、品質管理体制ならびに監査費用の相当性を検討いたしました結果、監査法人アヴァンティアが当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、経済性、監査品質の確保、監査計画および監査体制の適切性を有し、会計監査が適正かつ妥当におこなわれることを確保する体制を整えており、監査費用についての相当性も有すると判断いたしました。

つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人アヴァンティアを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いいたしたく存じます。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(2021年4月1日現在)

名 称	監査法人アヴァンティア
主たる事務所の所在地	東京都千代田区三番町 3-8 泉館三番町 6F
沿 革	2008年5月 監査法人アヴァンティア設立
概 要	資本金 80百万円
	構成人員 代表社員 2名
	社 員 8名
	公認会計士 45名
	公認会計士試験合格者 35名
	その他 23名
	合 計 113名
	関与上場会社数 28社

(ご参考)

「当社の社外取締役選任方針」

1. 社外取締役の役割ならびに選任について

当社が求める社外取締役の役割は、経営監視機能の強化と取締役の職務執行に対する取締役会の監督・助言・提言により、コーポレートガバナンスの強化を図り、グループの企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を目指すことにあります。

なお、その選任にあたりましては、会社法に準拠した上で、以下の適性を考慮し、総合的に判断しております。

- ① 社外取締役候補者は人格、見識に優れた人材であること
- ② 社外取締役候補者は、会社経営、法曹、行政、会計、教育などの分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルの経験を有する者であること
- ③ 社外取締役候補者は、社会、経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有する者であること
- ④ 社外取締役候補者は、取締役会等の会議において、率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性を有するものであること

2. 社外取締役の独立性について

当社の社外取締役が、当社の一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれかに該当するものであってはならない

- ① 当社グループを主要な取引先とする者
- ② 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者
- ④ 当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑥ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
- ⑦ 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと
- ⑧ 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
- ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑪ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑫ 上記①～⑪に過去3年間に於いて該当していた者
- ⑬ 上記①～⑪に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑭ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

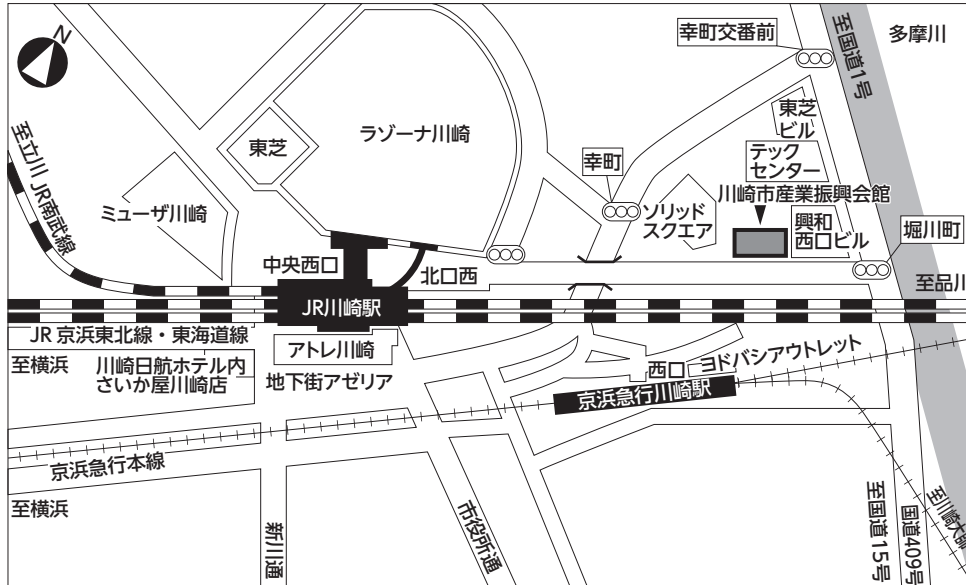
- (注) 1 ①及び②において、「当社の主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
- 2 ③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社におこなっている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
- 3 ⑤、⑧、⑨及び⑩において、「一定額」とは「年間1,000万円」であることをいう。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館 1階ホール



※ 当会場には駐車場のご用意がございませんので、お越しの際は、電車、バスをご利用ください。

JR川崎駅から徒歩8分、京浜急行京急川崎駅から徒歩7分。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。